

社会福祉法人白鷹福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鷹福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任解任委員会委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。

役職名	理事長	理事	監事	評議員	評議員選任解任委員会委員
年間報酬 円	300,000	30,000	30,000	10,000	支給しない

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による

- (1) 理事（理事長含む）及び監事 毎年3月理事会の時
 - (2) 評議員 定時評議員会の時
- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の月割り計算)

第5条 報酬等は、役員等が新たに就任、退任又は解任された場合は、月割りによって計算する。

2 月の中途における就任、退任、又は解任の場合については、就任、退任、又は解任の月を含め月割として計算する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務遂行のため会議に出席または職務に従事した場合は次の費用を弁償する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。

費用弁償	会議又は職務従事時間が 4 時間以内	4,000 円
	会議又は職務従事時間が 4 時間を超える場合	6,000 円

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 錢未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 錢以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

2 この規程は、令和 3 年 6 月 18 日一部を改正し、同日から施行、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。